

## 台風等に対する臨時休業等についてのお知らせ

平素は、本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では、台風に対する臨時休業等について下記のような措置をとりますので、お知らせします。このお知らせは、ご家庭でよくわかる場所に保管していただき、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

＊京都市(「京都府南部」または「京都市・亀岡」)に、【特別警報】または【暴風警報】が発表された場合

### 1. 【特別警報 (レベル5 氾濫特別警報を含む。)】 が登校前に発表された場合

- (1) 登校前に発表された場合は、【特別警報】が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせて自宅待機させてください。
- (2) 【特別警報】が解除された場合については、以下のような措置をとりますので、テレビやラジオ、インターネットなどの情報にご注意ください。

- ・(深夜) 午前0時までに解除になった場合…………… 5校時 (13:40) から授業を行います。  
※給食中止《登校 13:20～13:35》
- ・(深夜) 午前0時現在、【特別警報】発表中の場合……… 臨時休業

### 2. 【暴風警報】 が登校前に発表された場合

- (1) 登校前に発表された場合は、【暴風警報】が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 【暴風警報】が解除された場合については、以下のような措置をとりますので、テレビやラジオ、インターネットなどの情報にご注意ください。  
(警報解除の場合も子どもたちの安全確保のため、下記の登校時刻をお守りください。)

- ・午前7時までに解除になった場合…………… 平常通りの始業となります。
- ・午前9時までに解除になった場合…………… 3校時 (10:45) から授業を行います。  
※《登校 10:25～10:40》
- ・午前11時までに解除になった場合…………… 5校時 (13:40) から授業を行います。  
※給食中止《登校 13:20～13:35》
- ・午前11時現在、【暴風警報】発表中の場合… 臨時休業

### 3. 【大雨警報】【洪水警報】等が登校前に発表された場合

気象状況によって【大雨警報】【洪水警報】等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により「臨時休校」となる場合があります。その場合には、本校のホームページや、すぐーる等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。  
(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

### 4. 【避難指示】が発令された場合

本校の校区である小川・中立・滋野学区は、「鴨川の浸水想定区域」であるため、【避難指示】等の発令対象地域となります。小川・中立・滋野学区に【避難指示】が発令された場合には、【暴風警報】が発表された場合に準じた措置をとります。

＊【参考】 避難情報等の名称について（学区ごとに発令されます）

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

| <u>避難情報の種類</u>   | <u>高齢者等避難<br/>警戒レベル3</u>                                                                           | <u>避難指示<br/>警戒レベル4</u>                            | <u>緊急安全確保<br/>警戒レベル5</u>                                                                                                              |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>発令時の状況</u>    | ・災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。                                                 | ・災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクの区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。 | ・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。 |
| <u>市民が取るべき行動</u> | ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。<br>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 | ・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。                    | ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。<br>(ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)                             |

## 5. 在校中（登校後）に【特別警報】や【暴風警報】が発令された場合

直ちに「臨時休校」とし、気象状況や帰宅に要する時間、通学路の状況などについて十分配慮し、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

(1) 下校の安全が確認できた場合には、以下のような措置をとります。

- ＊「家庭環境調査票」にて「緊急時下校」と申告のありました児童につきましては、校区の方面ごとに教職員付き添いのもと、下校します。
- ＊「家庭環境調査票」にて「保護者が迎えに来るまで学校待機」と申告のありました児童につきましては、下校せずに体育館で待機させます。保護者の方が、学校まで迎えに来ていただきますようお願いいたします。

(2) 下校することが困難な場合には、以下のような措置をとります。

- ＊新町小学校ホームページやすぐるで、「学校への留め置き」「外部の避難場所への移動」「保護者への引き渡し」等の連絡をしますので、その指示にしたがってください。
- ＊引き渡しをする場合には、年度当初に保護者の方にご記入いただいた「緊急時引き渡しカード」に従って行いますので、引き渡し者の方のお迎えをお願いいたします。

## その他

◎氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合は教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、新町小学校ホームページ、すぐるで連絡いたします。

◎緊急時、学校への電話が大変つながりにくくなることが予想されますので、本校へのお電話での問合せはご遠慮くださいますようお願いいたします。

◎お子たちにも、上記についてご家庭でご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

◎このお知らせは、ご家庭のよく分かるところに**1年間保存**してください。

## 地震に対する臨時休業等についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合（※学校所在の上京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合）は、下記のような措置をとりますので、テレビやラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 1. 登校前に発生した場合

（1）震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

\*下校後、（深夜）午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業にします。

また、（深夜）午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

\*休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページやPTAメール配信等によって授業等を実施する旨を連絡します。

（2）臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

### 2. 在校中に発令された場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは全ての児童を学校に留め置くこととし、その後、通学路や学校周辺の状況などに十分留意して対応を判断し、保護者の方への引き渡し帰宅とします。

なお、引き渡しの場合には、年度当初に保護者の方にご記入いただいた「緊急時引き渡しカード」に従って行いますので、引き渡し者の方のお迎えをお願いいたします。



### 3. 家庭での啓発について

いざ災害が起こった時に急に考えたり行動したりすることは難しく、普段からの備えがとても重要です。

大規模な自然災害が起きた時、起きそうな時に自分の命を守るため、「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でもお子たちとの話し合いや確認の機会をもっていただきますよう、よろしくお願いいたします。